

鹿児島県の就職情報サイト かごJob **ご案内**



無料で企業情報、求人広告、インターンシップの参加者募集、企業説明会などのイベント情報の掲載が可能です！ぜひご活用ください！

画面右上の「企業の方へ」を選択

「かごJobの新規登録について」を選択

「登録フォーム」を選択

かごJob新規会員登録フォームより必要項目を入力ください。

<https://www.kagojob.jp/>

かごJob

検索



パソコンひとつで簡単！企業・求人情報掲載！

まずは企業情報を掲載！

新規登録後、管理画面から企業情報を入力して、自社の企業ページを作成することができます。すべて無料で作成できるので、自社PRや採用サイトとして活用できます。



求人広告・インターンシップ情報を掲載

管理画面から求人広告・インターンシップ情報が掲載できます。また、ユーザー登録をしている求職者にアプリのプッシュ通知機能を利用したスカウトを送ることもできます！

さらに移住支援金対象求人は、大手民間求人サイトにも無料で掲載されるので、訴求力が高まります！

※自社が主催するイベント情報の掲載については、かごJob内の「企業の方へ」をご覧ください。

移住支援金対象法人登録のご案内

移住支援金対象法人になって、求人広告をより魅力的なものにしませんか？



移住支援金 制度について

東京23区(在住者又は通勤者)から鹿児島県内に移住し、かごJobに掲載された移住支援金対象求人に応募し、就職した方に移住先の市町村への申請に基づき移住支援金が交付される制度です。

移住支援金対象法人になるメリット

- 1 無料で求人広告が大手民間求人サイトに掲載されます。**
かごJobに掲載された求人広告が通常掲載有料の大手民間求人サイトにも**無料で掲載されます。**
- 2 魅力的な求人広告作成のためのセミナーを受講できます。**
UIターン希望者に対して、魅力的な求人広告となるよう求人のプロのセミナーを受講いただき、より**魅力的・効果的な求人広告**にさせていただきます。
- 3 移住・就職者に最大100万円が支給されます。**
東京圏からUIターン者を採用した場合、就職した方に移住支援金※が支給されるので**求職者へのアピール**になります。
※東京23区(在住または通勤)から鹿児島県へ移住し、移住支援金対象法人登録企業に就業成立した場合、就業者に対して最大100万円支給されます。
(一定の条件を満たし、移住支援事業を実施する移住先の市町村に申請した場合に支給)
- 4 東京圏からの移住者を採用するための経費の一部を助成します。**
就職説明会や募集・採用パンフレット等、その移住者の採用活動に要した経費の額に応じて**最大100万円の助成金**が支給されます。 お問い合わせ先:鹿児島労働局、鹿児島県内に所在する最寄りのハローワーク

移住支援金対象法人登録方法

鹿児島 移住支援金対象法人

検索

※求職者が移住支援金を活用するためには、以下の登録が必要です。

「かごJob」への登録がお済みの場合

「かごJob」への登録がお済みでない場合

「かごJob」新規登録(表面参照)

- 鹿児島県ホームページより様式のダウンロードをお願いします。
【県内企業の皆様へ】移住支援金対象法人・求人登録の御案内
<https://www.pref.kagoshima.jp/af04/izyusienhojin.html>
- かごJob運営事務局へ下記書類をメールで送付してください。
メール:kago-job@ahc-net.co.jp
 - 移住支援金対象法人等に係る登録申請書
 - 法人登記履歴事項全部証明書(写し可)
 - 本事業の対象となる求人を満たした求人票
(「ふるさと人材相談室求人」or「ハローワーク提出求人」)

- 事務局より書類受付の連絡をいたしますので、「2」の書類を郵送してください。
郵送:株式会社アソウ・ヒューマニーセンター
「かごJob」運営事務局
〒810-0001福岡市中央区天神2-8-41福岡朝日会館14階
事業開発部内
【移住支援金に関する注意書き】
①登録要件がありますので、鹿児島県ホームページで確認をお願いします
<https://www.pref.kagoshima.jp/af04/izyusienhojin.html>
②登録後は、必ず求人掲載をお願いします
※書類不備による再郵送を防ぐためEメールでの事前送付をお願いしております。

「かごJob」へ求人を掲載してください。

- すでに掲載済みの求人は運営事務局にて「移住支援金対象求人」へ切り替えます。
- 未掲載の場合は「かごJob」への新規求人掲載をお願いします。
- 「移住支援金対象求人」として必ず登録してください。

「かごJob」へ企業情報と求人情報を掲載してください。

- 必ず「移住支援金対象法人」、「移住支援金対象求人」として企業情報と求人情報を登録してください。

事業に関するお問い合わせ

鹿児島県 商工労働水産部 雇用労政課
TEL:099-286-3026
E-mail:sokusin@pref.kagoshima.lg.jp

かごJob・移住支援金対象法人登録に関するお問い合わせ

「かごJob」運営事務局
株式会社アソウ・ヒューマニーセンター 事業開発部
TEL:092-733-8293 E-mail:kago-job@ahc-net.co.jp

東京圏から**鹿児島県へ移住し、**
就職又は起業した方へ
最大100万円を支給します！！

移住支援事業について

**東京23区（在住者又は通勤者）から鹿児島県内へ移住し、
移住支援金の就業要件を満たす就業をした方、起業支援金※1の
交付決定を受けた方のいずれかに、移住先の市町村から移住支
援金を給付します。**

※1 起業支援金(かごしま地域課題解決型起業支援事業)の令和3年度の募集については、別途県HP等で御案内しております。なお、募集開始後に起業された事業が対象となります。

【お問合せ先】

- ①移住支援金及び起業支援金について
鹿児島県商工労働水産部商工政策課
電話：099-286-2990
メール：syo-jin@pref.kagoshima.lg.jp
- ②マッチングサイト「かごJob」について
鹿児島県商工労働水産部雇用労政課
電話：099-286-3026
メール：sokusin@pref.kagoshima.lg.jp

移住支援金の支給に係る
詳細要件等はこちらで
御確認ください。



【鹿児島県移住支援金制度の概要】

1 移住支援金の対象となる方

次の①～④の全てに該当する方が対象となります。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していた方又は東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していた方（※1ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。）
- ② 住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
- ③ 2に記載した市町村に移住した方で、5年以上継続して居住する意思のある方
- ④ 次の(ア)～(オ)の要件のいずれかを満たす方

【就業に関する要件】

- (ア) 県が運営するマッチングサイト（かごJob）に掲載された法人等※2の求人（移住支援対象求人）に応募し就職された方
- (イ) ※3県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業をした方
- (ウ) ※4所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住し、移住元での業務をテレワークにて引き続き行う方
- (エ) ※5市町村が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、就業又は起業（事業承継、第二創業を含む）をする方

【起業に関する要件】

- (オ) 起業支援金の交付決定を受けた方

※2 就業者にとって3親等以内の家族が代表者、取締役などの経営を務めている法人等への就業は対象外です。

※1, ※3～※4においては令和2年12月22日以降に転入した方が対象となります。

※5 においては、令和3年4月1日以降に転入した方が対象となります。

関係人口（市町村特認）についての実施市町村は県ホームページでご確認のうえ、詳細は該当市町村へお問い合わせください。

2 対象となる移住先

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村、十島村、さつま町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、南種子町、屋久島町、龍郷町、徳之島町、天城町、伊仙町

★ 対象となる移住先については年度によって異なる場合がございますので、対象有無については必ず移住先の市町村へ確認をお願いいたします。

3 支援金額

2人以上世帯の場合：100万円 単身の場合：60万円 ※原則として、住民票の世帯人数により判断します。

4 申請できる期間

【就業の場合】

- (ア) 県が運営するマッチングサイト（かごJob）に掲載された法人等※1の求人（移住支援対象求人）に応募し就職された方
⇒ 就職してから3か月経過後かつ移住した日から3か月以降1年以内の期間
- (イ) プロフェッショナル人材戦略拠点事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業をした方
⇒ 就職してから3か月経過後かつ移住した日から3か月以降1年以内の期間
- (ウ) 所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住し、移住元での業務をテレワークにて引き続き行う方
⇒ 移住後3ヶ月以降1年以内の期間
- (エ) 市町村が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、就業又は起業（事業承継、第二創業を含む）をする方
⇒ 移住後3ヶ月以降1年以内の期間（申請までに要件を満たす就業または起業をしていること）

【起業の場合】

- (オ) 起業支援金の交付決定を受けた方
⇒ 起業支援事業の交付決定日以降1年以内かつ移住した日から3か月以降1年以内の期間

5 申請方法

申請書と必要書類を添えて、市町村の移住担当課に申請してください。

申請にあたっては、本人確認書類及び振込口座の確認ができる書類等が必要です。

★ 本事業の詳細については、移住希望先市町村HP又は県HPを御確認ください。 県HP (<https://www.pref.kagoshima.jp/af04/izyusien.html>)

★ 移住支援金は所得税法（昭和40年法律第33号）の第34条に規定される一時所得に該当します。

【移住支援金給付の流れ（例）】

